



AI人材育成のための企業間 データ提供促進検討会

第3回検討会資料

2020年11月19日

本日のアジェンダ

前回検討会の振り返りと検討状況のご報告

ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換

ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化(ガイドラインご参照)

ガイドラインの目的・位置づけに関する最終合意

今後の進め方

第2回検討会の振り返り

■ 次頁以降詳細

合意事項



第3回検討会に向けた方向性

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1 ガイドラインの目的と位置づけ</p> | <ul style="list-style-type: none">• ガイドラインの主たる目的は教育・人材育成とする。その上で、本ガイドラインに書かれた内容がどれだけ一般に応用可能なものか、ガイドラインの内容を鑑みた上で立ち返って明確化する• 今回作成するガイドラインは、各種インセンティブスキームを紹介し、その注意点等を説明することに意味がある(他のガイドラインとの差別化) | <ul style="list-style-type: none">• インセンティブスキームを中心に本ガイドラインの内容を詰めた上で、改めて本ガイドラインの目的や位置づけ(人材育成の視点に加えて一般向けにどれだけ応用可能なものか)を設定し、委員内で合意を形成する |
| <p>2 データ提供者のベネフィットを上げリスクを下げる枠組み(インセンティブスキーム)の整理</p> | <ul style="list-style-type: none">• ガイドラインで対象とし得るインセンティブスキームは以下(法律の専門家でない一般の読み手も想定した分類を意識し、厳密に分類しすぎない)<ul style="list-style-type: none">– 1対1のデータ提供(基本形)– ハッカソン型– プラットフォーム型– サービス連動型• 上記含め、いくつかのインセンティブスキームに焦点を当てガイドラインで取り上げるのがよいのではないか | <ul style="list-style-type: none">• 全てのインセンティブスキームを取り上げるのではなく、よりデータ提供者へのベネフィットを喚起できるハッカソン型等に関し、契約雛形をベースに論点を解説• 第3回検討会までにモデル契約書案を作成 |

参考) 第2回検討会の振り返り詳細

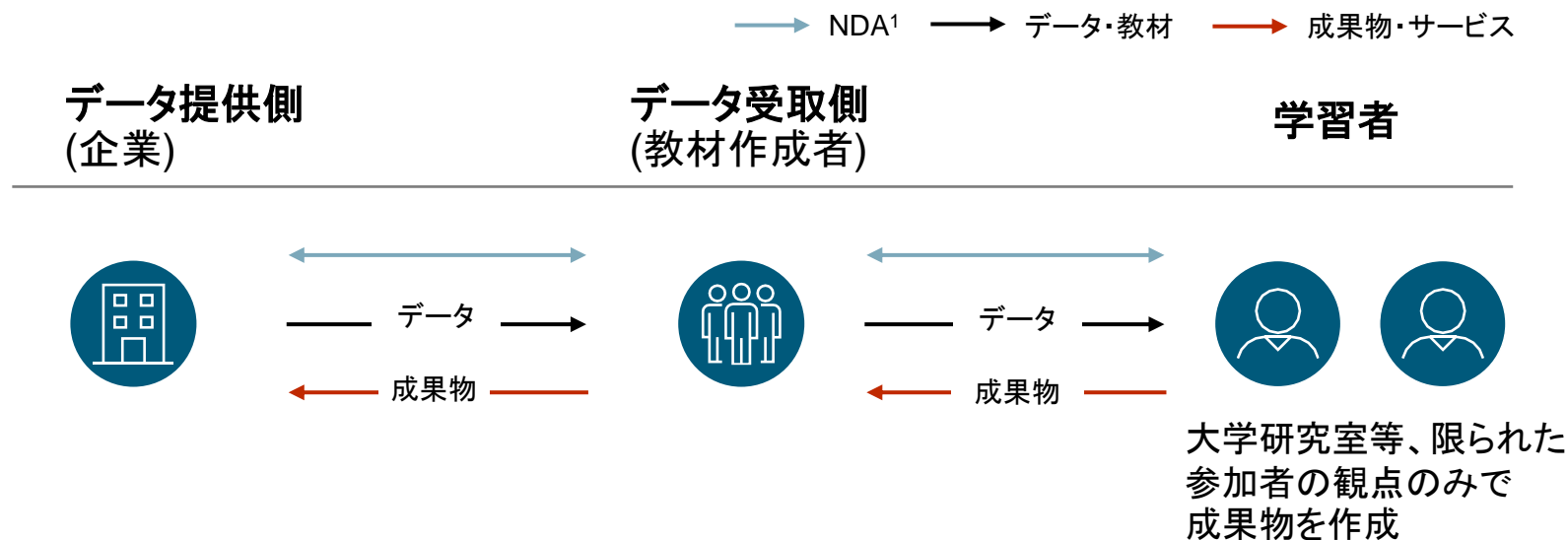
ご意見

-
- ① **ガイドラインの目的と位置づけ**
- ガイドラインの位置付けとしては教材作成・人材育成をメインで置かざるを得ないと思う一方、議論があった様々なスキームは人材育成に限らず、広く一般にデータを企業間で共用していくに当たって使えるスキームである
 - 人材育成を主な目的に置きつつ、ガイドラインに書いてある内容は一般的に企業間でデータを共有していく際にも使えたと説明できないか。成果物の利用権限などの細かい論点も、いくらでも教材作成に特化した書き方もできれば、その他の目的も視野に入れた書き方ができるので、そこは各論で調整できるのではないか
-
- ② **データ提供者のベネフィットを上げリスクを下げる枠組み(インセンティブスキーム)の整理**
- 取り上げるスキームとしては、ハッカソンをやる場合と、プラットフォームをやる場合の二つが良いのではないか。モデル契約とかを見て、これだったらハッカソンをやってみようと思ってもらえるようにしていきたい
 - スキームをあまり細分化しても意味はない。説明をするとすればハッカソン型か、あとはプラットフォーム型の2つが良いのではないか。ハッカソン型は実際によく開催され、プラットフォーム型はそれこそSIGNATEさんみたいに会社が主導して、全員集めて、それに参加する人たちがいる、まさにプラットフォームを作っていく姿は想像できる

2 振り返り) 前回検討会で、基本的な枠組以外の、提供者のベネフィットを上げリスクを下げる枠組(インセンティブスキーム)の必要性について議論

従来の基本的な枠組













現状多く見られる枠組として、データ提供企業1社と教材作成者1社(団体)間での都度の交渉によるデータ提供が挙げられる。しかし、企業によるデータ提供を促進するには、本枠組に加え、データ提供者にとってのベネフィットを上げ、リスクを下げる枠組をさらに整理・提示する必要があるのではないか



企業がデータ提供に踏み切れるよう、新たに3つのベネフィットを上げリスクを下げる枠組を整理

(合わせてベースとなる基本的な枠組も比較できるように提示)

進捗の報告) 提供者のベネフィットを上げリスクを下げる枠組として、ハッカソン型・有償コンサル型・共同研究型を取り上げ契約雛形を作成。合わせてベースとなるデータ提供型も更新

	概要	データ提供者への 主なベネフィット	データ提供側 (企業)	データ受取側 (教材作成者)	学習者
ハッカソン型	データ提供者の実データを基に、教材作成者がハッカソンを開催し、ハッカソン参加者(学習者)が課題解決に向け成果物を提出	<ul style="list-style-type: none"> 先端人材との接点の増加 ハッカソン参加という企業としてのPR データから創出された成果物の還元² 			
			<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 成果物(上位) ←</p>	<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 成果物(全て) ←</p> <p>--- 教材 ---</p>	<p>→ データ・教材 →</p> <p>→ データ提供側へのベネフィット →</p>
有償コンサル型 (ハッカソン型の派生形)	ハッカソン開催に向け、課題の発掘とその解決に必要なデータの特定・加工を教材作成者が有償で請け負う	<ul style="list-style-type: none"> 先端人材との接点の増加 ハッカソン参加という企業としてのPR データから創出された成果物の還元² 			
			<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 成果物(上位) ←</p>	<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 成果物(全て) ←</p> <p>--- 教材 ---</p>	<p>→ データ・教材 →</p> <p>→ データ提供側へのベネフィット →</p>
共同研究型	データ提供者と教材作成者(大学研究室等)が共同で研究を行い、成果を共有	<ul style="list-style-type: none"> データから創出された成果物の還元 先端人材との接点の増加 			
			<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 研究成果 ←</p>	<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 研究成果 ←</p>	<p>→ データ・教材 →</p> <p>→ データ提供側へのベネフィット →</p>
データ提供型 (従来の基本的な枠組み)	データ提供側とデータ受取側が1対1の関係において、データを譲渡	<ul style="list-style-type: none"> データを提供する対価としての一定程度の金銭等 データから創出された成果物の還元² 			
			<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>← 金銭等 ←</p>	<p>← NDA¹ →</p> <p>→ データ →</p> <p>--- 教材 ---</p>	<p>→ データ・教材 →</p> <p>→ データ提供側へのベネフィット →</p>

1. Non-Disclosure Agreement: 秘密保持契約
 2. 必ずしもすぐに製品化が可能レベルの成果物ではない

② 進捗の報告) 第4章にて4つの契約雛形を取り上げ、データ提供に向けて必要となる実務要素を明確化

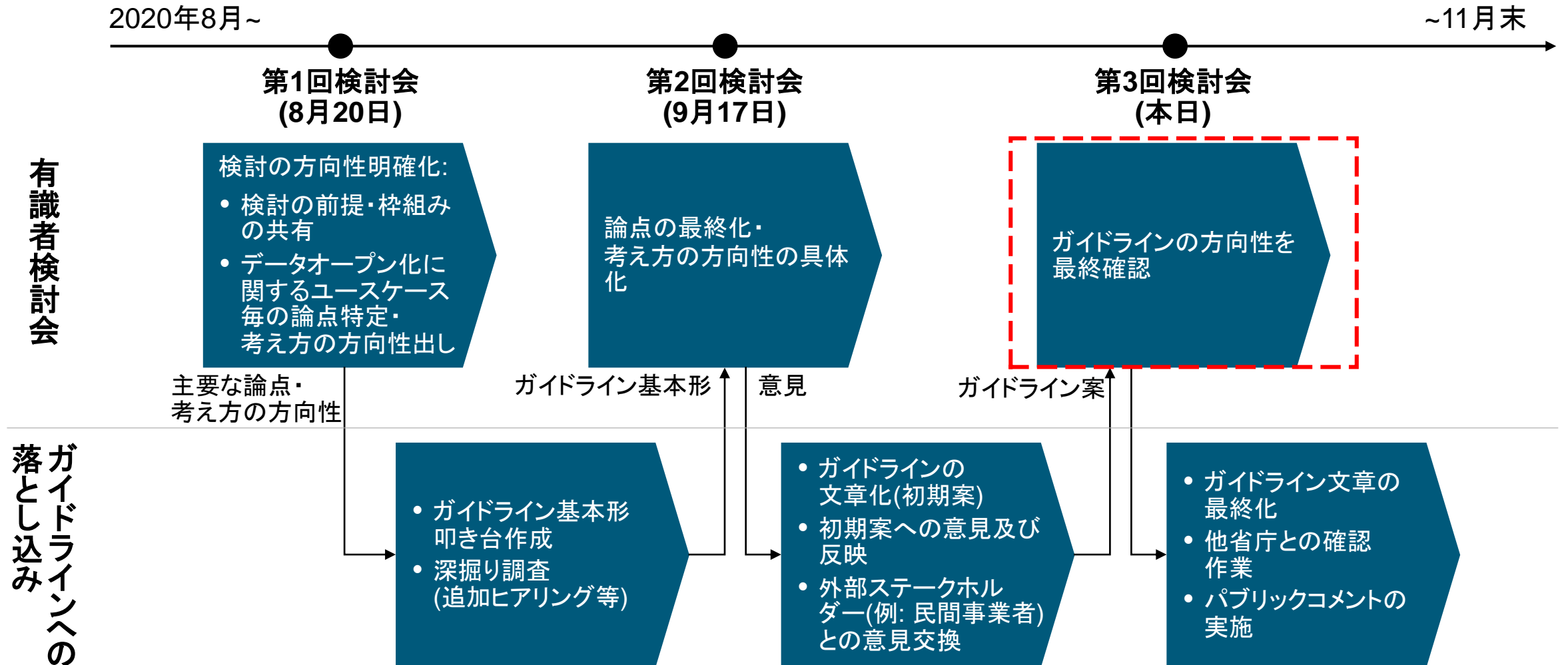
「企業の実課題・データ提供ガイドライン(仮)」の章立て

ガイドライン章立て (仮)

概要

章	内容	概要
第1章 本ガイドラインに関する 基本事項	<ol style="list-style-type: none">1. 本ガイドライン策定の背景・課題認識2. 本ガイドラインの趣旨・目的3. 本ガイドラインの対象・想定される活用方法4. 本ガイドラインの構成	本ガイドラインは「データを提供する企業と、データを受け取る教材作成者を想定し、教材作成のための企業の実課題・データ提供に向けて実務上の指標となる項目をまとめる」ことを記述
第2章 企業の実データを取り巻く 現状と課題	<ol style="list-style-type: none">1. 企業の実データに基づく教材に対するニーズの現状2. 実データに基づく教材作成のためのデータ提供に関する課題	実データに基づく教材に対するニーズの高まりの一方で、データ提供に関する課題(例:「ノウハウ」の概念のあいまいさ)が存在することを、データ提供企業・教材作成者それぞれへのヒアリング結果を基に記述
第3章 データ提供に関する法的・ ビジネス基礎知識	<ol style="list-style-type: none">1. 本ガイドラインで想定する前提2. データ提供に伴うリスク・ベネフィット概要	本ガイドラインで前提とするデータ提供者と教材作成者について説明した上で、データ提供に伴い一般的に想定されるリスクとベネフィットについて記述
第4章 データ提供に関する手引き	<ol style="list-style-type: none">1. 本ガイドラインで取り上げる枠組み2. ハッカソン型の契約雛形と解説3. 有償コンサル型の契約雛形と解説4. 共同研究型の契約雛形と解説5. データ提供型(従来の基本的な枠組み)の契約雛形と解説	まずハッカソン型の契約雛形とそれに伴う論点・考え方を提示し、その上で有償コンサル型、共同研究型、データ提供型(従来の基本的な枠組み)それぞれの契約雛形とそれに伴う論点・考え方をハッカソン型と相互比較しながら提示

AI人材育成のための企業間データ提供促進検討会の全体タイムライン



1. 第3回以降のスケジュールについては別途ご相談させていただきたい(後述)

第3回検討会で達成したい事項



ガイドラインの展開の 方向性に関する意見交換

本ガイドラインをさらに発展させていくことを見据え、今後の検討の方向性について意見を交換
(具体的な施策出しではなく、今後に向け考慮すべき要素出し)



ガイドラインに織り込む論点と 考え方の最終化

第1-3章の記載事項を確定
第4章の契約雛形・解説の方向性を確定



ガイドラインの目的・位置づけ の最終合意

ガイドラインの主目的としては人材育成を据えることで最終合意
合意した目的に伴い、ガイドライン名称に関する意見出し・合意

第3回検討会のアジェンダ

アジェンダ	時間
前回検討会の振り返りと検討状況のご報告	20分
ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換	30分
ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化 • 全体の章立ての確認 • 法的論点に関わらない部分(第1~3章)の確認 • 法的論点に関わる部分(第4章)の討議(取り上げる枠組、枠組毎の論点と考え方)	70分
ガイドラインの目的・位置づけの最終合意	20分
今後の進め方	10分

本日のアジェンダ

前回検討会の振り返りと検討状況のご報告

ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換

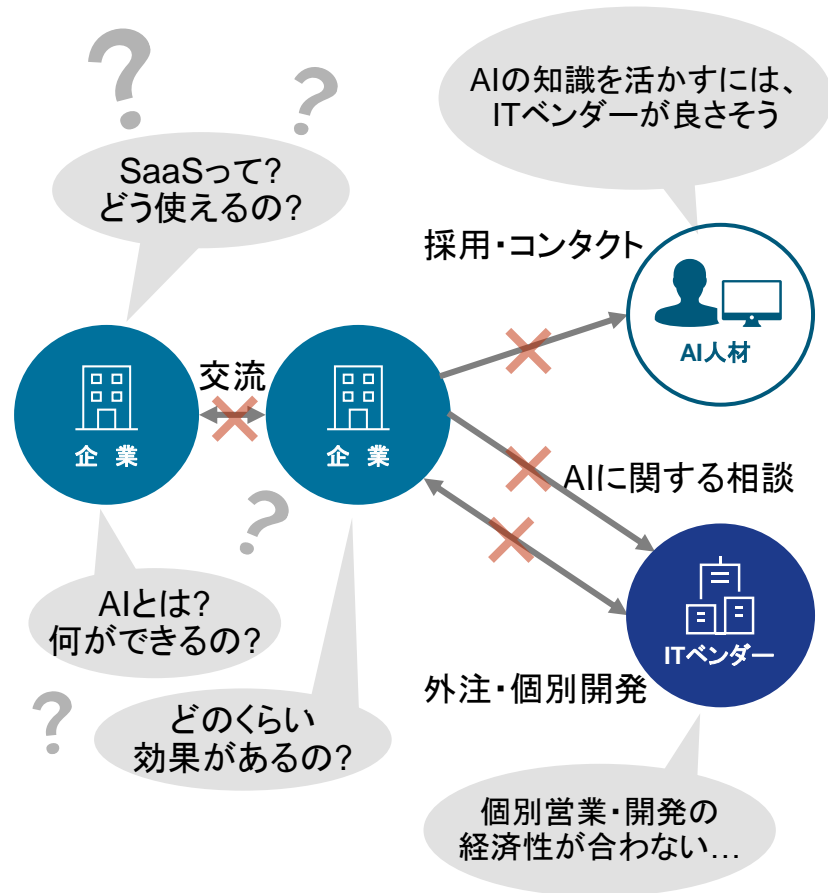
ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化(ガイドラインご参照)

ガイドラインの目的・位置づけに関する最終合意

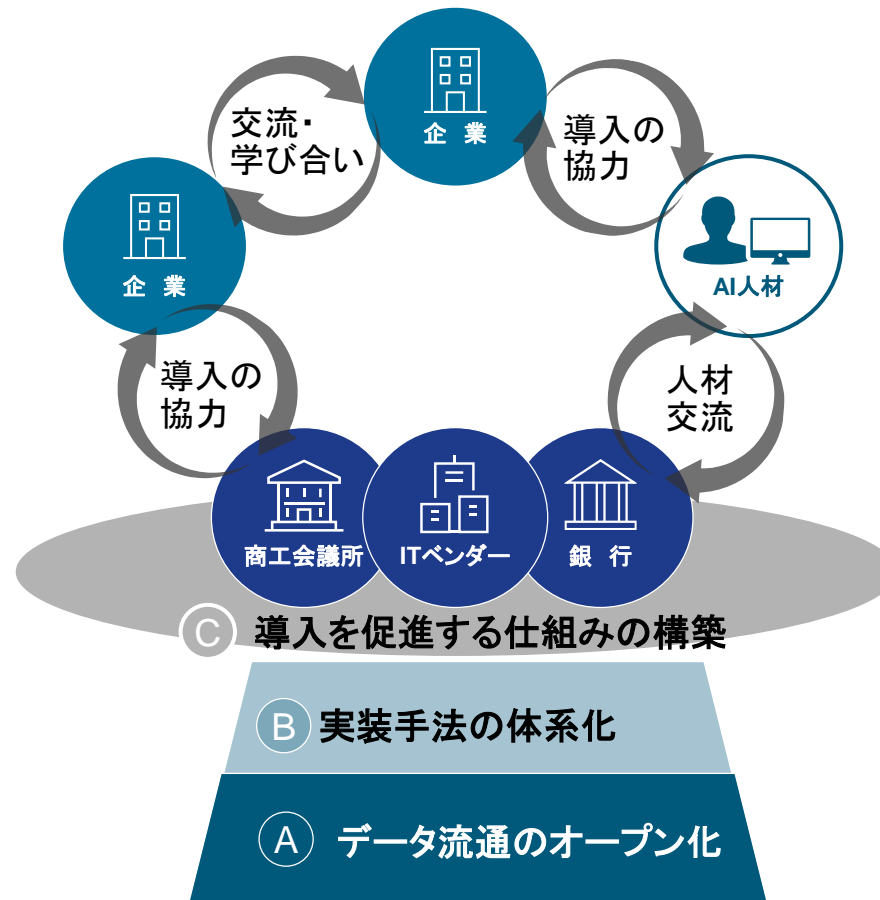
今後の進め方

参考)「データ流通のオープン化・実装手法の体系化・社会実装を推進する仕組みの構築」による協働エコシステム確立を通じ、AI実装を促進できないか

現状



目指す姿



A データ流通のオープン化
企業のデータやAI導入のノウハウ等が広く流通する仕組みが成り立っており、アクセス可能な状態になっている

B 実装手法の体系化
AI社会実装の「型」が物理空間・アルゴリズムともに明確になっている(「教材」ができており、アクセス可能な状態)

C 社会実装を推進する仕組みの構築
体系化された実装手法を生かし、多くの企業やAI人材、企業と繋がりのある団体等が有機的につながり、導入が自発的に促進される(=共進)ような仕組みが存在

展開の方向性に関する意見交換

本ガイドラインをさらに発展させていくことを見据え、考えられる展開の方向性について意見を交換させていただきたい



展開の方向性を考えるにあたっての方向性候補(議論用)

目的・対象の拡大

- 目的を人材育成のみに限定しないデータオープン化に向けた検討
- AIに限らず、広くDXを見据えてデータ利活用に重要な要素の検討

手法の拡大・深掘り

- 海外事例調査を通じた、データ取引を促進するスキームの深掘り
- 個人情報を含むことを前提とした論点の洗い出し・契約雛形の作成
- データ提供にあたり必要な具体的な加工方法の提示

全体像の俯瞰

- データ関連ガイドライン・手引き全体像の整理

本日のアジェンダ

前回検討会の振り返りと検討状況のご報告

ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換

ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化(ガイドラインご参照)

ガイドラインの目的・位置づけに関する最終合意

今後の進め方

ガイドラインの第4章に関し本日討議させて頂きたい事項



データの品質保証

論点

データに由来する損害と関連したデータの品質保証に関する問題について、既存のガイドライン等(例: AI・データ契約ガイドライン、データ利活用のポイント集)を参照しつつ、どのような論点に言及し、解説を行うべきか

ハッカソン型 契約雛形で 対応する条項

- 第5条(データの品質等)



個人情報の取扱い

各契約雛形は、委託データに個人情報を含まない場合を前提とし、個人情報を含む場合に考慮すべき内容は解説に含めることを想定しているが、どのような論点に言及し、解説を行うべきか

- 第4条(委託データの開示等)
- 第10条(加工データの扱い)



加工データの取扱い

各契約雛形に可能な範囲で汎用性をもたせるため、既存のAI・データ契約ガイドラインにおける「派生データ」の定義を参照しつつ、各契約雛形において「加工データ」をどのように定義し、扱うべきか

- 第10条(加工データの扱い)

本日のアジェンダ

前回検討会の振り返りと検討状況のご報告

ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換

ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化(ガイドラインご参照)

ガイドラインの目的・位置づけに関する最終合意

今後の進め方

ガイドラインの目的について最終確認

現状のガイドラインの内容がどこまで人材育成や教材作成に特化して作成されているのかを踏まえ、どのようにガイドラインの目的を置くべきか

「本ガイドラインの想定する対象としては、データを提供する企業と、データを受け取る教材作成者(例:民間教材作成事業者、大学関係者)を想定している。但し上述した通り、本ガイドラインは**一義的には人材の育成を目的とし、教材作成等も念頭に置きながら実データの提供促進に関わる論点を検討しつつ、広義には広く企業によるデータ提供及び利活用においても、本ガイドラインで取り上げる論点や考え方の方向性は適用可能である**と考える。また、題材としたユースケースは主に中小企業に対するヒアリングを基に抽出・作成しているものの、本ガイドラインの提示するデータ提供に関する論点・考え方の方向性は中小企業のデータ提供に限定されるものではなく、データを提供する大企業も含めて適用が可能なものである。」

ガイドライン第1章より抜粋

ガイドライン名称決定にあたって考慮すべき要素と名称候補

ガイドライン名称決定にあたって考慮すべき要素

- ガイドラインの趣旨を名称から理解しやすいか
- 教育や教材とは関わりのない企業も含め、広い対象にガイドラインを届けることができるか
- 既存の他ガイドラインとのすみ分けが明確か
- 今後、経済産業省で本ガイドラインを更新・展開していくことを踏まえた名称になっているか



ガイドラインの名称候補

- ア AI人材育成に向けた企業のデータ提供促進のためのガイドライン
- イ データ提供における実務および契約ガイドライン - 人材育成編
- ウ データ提供における実務および契約ガイドライン

本日のアジェンダ

前回検討会の振り返りと検討状況のご報告

ガイドラインの展開の方向性に関する意見交換

ガイドラインに織り込む論点と考え方の最終化(ガイドラインご参照)

ガイドラインの目的・位置づけに関する最終合意

今後の進め方